

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

「強い経済」を実現するための対応として、国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、大規模かつ高付加価値の投資を推進する大胆な設備投資促進税制を創設する。

2.内容

原則全ての業種を対象に、投資利益率15%以上かつ投資合計額35億円(中小企業者等は5億円)以上となる投資計画に含まれる対象設備に対し、即時償却または税額控除7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%)が認められる。また、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応する事業者については、税額控除の繰越(3年間)を可能とする。

3.適用時期

改正産業競争力強化法の施行日～2029年(令和11年)3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日以後5年を経過する日までの期間内に、事業の用に供した資産に適用される。

4.影響・実務のポイント

- 会社規模の制限も無く、全ての業種を対象としているため、他の設備投資に関する税制の適用が難しい法人であっても適用可能性がある。
- 即時償却は、建物や構築物を含めた幅広い減価償却資産に対して認められるため、会計や税務への大きな影響が想定される。
- 投資計画の期間中は、地域未来投資促進税制等の他の設備投資に関する税制との重複適用が認められないため、中期的な投資計画を踏まえ、適用する税制を事前に検討する必要がある。

1. 改正の趣旨・背景

(1) 強い経済の実現

日本経済が持続的に成長するためには、高付加価値を生み出す設備投資の拡大が不可欠である。設備投資による生産性向上が企業収益の増加、賃上げ、内需拡大、輸出競争力強化へとつながる「強い経済」の好循環の確立が求められている。

近年、国内の設備投資は増加傾向にあるものの、供給力不足や人口減少下で成長を確保するためには、より大規模かつ高収益な投資を後押しする税制の整備が必要となっている。このため、投資額35億円以上(中小企業等は5億円以上)かつROI15%以上の高水準の投資を対象に、即時償却や高率税額控除を適用する大胆な新税制が創設された。さらに、事業環境の急変に対応する企業には最大3年間の繰越控除を認める一方、投資や賃上げに消極的な企業については租税特別措置の不適用を拡大し、積極的な企業への支援に税制を集中させていく。

政府は、2030年度に135兆円、2040年度に200兆円という新たな官民国内投資の目標を掲げており、それらを確実に達成するためにも、官民が一体となって投資拡大と賃上げの取り組みを継続していく必要がある。

(2) 海外の投資促進策の動向

米欧中をはじめ主要国が国内投資促進策を大幅に強化しており、国際情勢の不確実性の高まりとあいまって、国内成長投資が先送りされかねないリスクが生じている。そのため、日本としても、国内投資を拡大し日本企業の「稼ぐ力」を強化するとともに、賃上げを含めた好循環を確立する必要がある。これを実現すべく、企業の高付加価値化を後押しする大胆な設備投資税制を創設するものである。

<参考>

- 米国
 - ・2025年7月成立のOBBB法により、設備投資の即時償却が恒久化
 - ・建物も即時償却の対象(時限措置)
- ドイツ
 - ・2025年7月に成立した減税法により、設備投資の即時償却率を最大30%に引き上げ

2. 改正の内容

(1)制度内容

青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等(仮称)を取得等し、事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除が認められる。

適用対象者	青色申告書を提出する法人 ただし、中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人については、当期所得が前期所得を超える事業年度で、次のいずれかに該当しない事業年度は適用不可(繰越税額控除制度を除く。) ① 継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 101\%$ (※1) ② 国内設備投資額 > 当期償却費総額の30% (※2)
対象資産	その法人の事業の用に直接供される建物、建物附属設備、構築物、機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェアで一定規模以上のもの(※3) なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等、貸付けの用に供されるものは対象外

(※1)資本金の額等が10 億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000 人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000 人を超える場合には、102%

(※2)資本金の額等が10 億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000 人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000 人を超える場合には、40%

(※3)一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。

- ・建物 一の取得価額が1,000 万円以上のもの
- ・建物附属設備 一の取得価額が120 万円以上のもの(一の取得価額が60 万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120 万円以上のものを含む。)
- ・構築物 一の取得価額が120 万円以上のもの
- ・機械装置 1台又は1基の取得価額が160 万円以上のもの
- ・工具及び器具備品 1台又は1基の取得価額が120 万円以上のもの (1台又は1基の取得価額が40 万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120 万円以上のものを含む。)
- ・ソフトウェア 一の取得価額が70 万円以上のもの

2. 改正の内容

(1)制度内容

税制措置(選択適用)	建物、建物附属設備、構築物	機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェア
特別償却		取得価額×100%(即時償却)
税額控除	取得価額×4%	取得価額×7%
控除限度額:法人税額×20% なお、令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人で、その対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けた場合には、控除限度超過額について3年間の繰越控除が認められる。		
適用要件	①令和11年3月31日までに特定生産性向上設備等に係る投資計画につき経済産業大臣の確認を受けること。 ②その確認を受けた日から同日以後5年以内に取得等(※4)をし、事業の用に供すること。	
特定生産性向上 設備等に係る 投資計画の適合基準	①生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上であること。 (中小企業者又は農業協同組合等については5億円以上) ②投資利益率が年平均15%以上となることが見込まれるものであること。 ③資金調達手段が記載されていること。 ④取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。 ⑤生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させること等の要件を満たすものであること。	
他の税制との 併用について	特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中において、次の制度による特別償却及び税額控除の適用を受けることができない。 ①地域未来投資促進税制 ②中小企業経営強化税制 (繰越税額控除の適用は可能) ③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	

(※4)取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。
中古資産の取得は含まれない。

(法人税:特定生産性向上設備等投資促進税制の創設)

2. 改正の内容

(2)併用不可となる他の設備投資減税制度(参考)

税制度	中小企業経営強化税制 (A/B/D類型)	地域未来投資促進税制		カーボンニュートラルに 向けた投資促進税制(※6)
対象法人	青色申告書を 提出している中小企業者等	青色申告書を 提出している法人		青色申告書を 提出している法人
対象事業	指定事業(※5)	地域未来投資促進法に規定する 承認地域経済牽引事業		全業種
対象資産	・建物附属設備 ・機械装置 ・工具器具備品 ・ソフトウェア	・建物 ・建物附属設備 ・構築物	・機械装置 ・工具器具備品	・建物附属設備 ・構築物 ・機械装置 ・工具器具備品 ・車両運搬具(鉄道車両に限る) ※いずれの設備も炭素生産性向上要件あり
税制優遇	特別償却	取得価額×100%	取得価額×20%	取得価額×35% (上乗せ要件充足時:最大50%) 【中小企業者の場合】 炭素生産性向上率17%以上:取得価額×30% 【中小企業者以外の法人の場合】 炭素生産性向上率20%以上:取得価額×30%
	税額控除	取得価額×10% (資本金3,000万円超の場合:7%)	取得価額×2%	取得価額×4% (上乗せ要件充足時:最大6%) 【中小企業者の場合】 炭素生産性向上率22%以上:取得価額×10% 炭素生産性向上率17%以上:取得価額×5% 【中小企業者以外の法人の場合】 炭素生産性向上率25%以上:取得価額×8% 炭素生産性向上率20%以上:取得価額×3%
控除限度超過額		控除限度額:法人税額×20%	控除限度額:法人税額×20%	控除限度額:法人税額×20%
		控除限度超過額は、 1年間の繰越控除が可能	控除限度超過額は、 翌事業年度への繰越不可	控除限度超過額は、 翌事業年度への繰越不可
制度対象となる 投資上限額	上限なし	80億円まで		500億円まで

(※5)指定事業は次に掲げる事業をいう。

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあっては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、損害保険代理業、不動産業、駐車場業、物品貯蔵業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)およびサービス業(他に分類されないもの)。

なお、娯楽業(映画業を除きます。)及び性風俗関連特殊営業に該当する事業は対象とならない。

(※6) 2026(令和8年)度税制改正大綱を反映した内容であり、特定大企業の記載は省略している。

3. 改正の適用時期

改正産業競争力強化法の施行日～2029年(令和11年)3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日以後5年を経過する日までの期間内に、事業の用に供した資産に適用される。

4. 改正の影響・実務のポイント

(1) 大規模かつ付加価値の高い設備投資

対象資産の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等については5億円以上)で、かつ、投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となる設備投資が制度の前提となっている。税額控除を適用する場合の控除限度額は法人税額の20%であり、より多くの税効果を享受するためには高い所得水準が必要となる。また、即時償却を適用する場合は、高額な償却費が発生するため、繰越欠損金の活用も視野に入れ、将来への影響も考慮する必要がある。以上を踏まえ、本税制の適用可否に加え、繰越税額控除制度の対象となるか、十分な税効果が期待できるかの検討が重要となる。

	計算式	右記以外(大企業)	中小企業者等
対象資産の合計額(A)	-	35億円	5億円
投資利益率15%以上となる利益水準	$A \times 15\%$	年平均 5.25億円	年平均 0.75億円
税額控除可能額(B)	$A \times 4\%$ (Aを全て建物と仮定)	1.4億円	0.2億円
単年で全額控除するための所得水準(※7)	$B \div 20\% \div 23.2\%$	約 30.1億円	約 4.3億円

(※7) 対象資産の合計額(A)を、単年で取得し事業の用に供した場合の水準。投資が複数年にまたがる場合や繰越税額控除制度を適用する場合を考慮していない。なお、計算にあたっては、法人税率23.2%を使用しており、軽減税率を加味していない。また、計算過程の端数処理は考慮していない。

4. 改正の影響・実務のポイント

(2)全業種が対象

本税制は、対象法人の会社規模の制限が無く、全業種を対象としているため、他の設備投資に関する税制では適用が難しい法人や事業であっても適用できる可能性がある。ただし、事務用器具備品、本店、寄宿舎、福利厚生施設、貸付けの用に供するものは対象外である。

税制	適用が難しい主な例
中小企業経営強化税制	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者等以外の法人(大企業、みなし大企業)・指定事業以外の事業(娯楽業、電気業、水道業、銀行業等)
地域未来投資促進税制	<ul style="list-style-type: none">・地域経済牽引事業計画における地域の特性に合致しづらい事業(小売業、卸売業、その他投資先自治体の基本計画に適合しない事業)
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー起源二酸化炭素の測定が困難な設備・炭素生産性の向上が見込まれない設備

また、2. 改正の内容(1)制度の内容の表中「適用対象者」欄のとおり、中小企業者等以外(≠大企業)については、所得要件、賃上げ要件及び設備投資要件を満たさなければ本税制は適用できないため、留意が必要である。

(3)他税制の併用について

本税制は、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制との併用ができない点について留意が必要である。今後の投資計画も踏まえて、適用する税制(地方税も含めて)の比較検討がポイントとなる。

4. 改正の影響・実務のポイント

(4) 今後の留意点

- 捨除限度超過額の繰越控除の適用要件である「国際経済事情の急激な変化に対応するための計画の認定」について、具体的な要件、申請方法等を確認する必要がある。
- 投資計画の適合基準である「生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等」について、具体的な要件を確認する必要がある。
- 経済産業大臣の確認手続きの具体的な時期(取得前、着工前等)を確認する必要がある。
- 投資計画の適合基準である「投資利益率が年平均15%以上」について、計算式や算定対象期間を確認する必要がある。

【参考】

～類似する旧税制「生産性向上設備投資促進税制」における投資利益率の計算式～
※当税制は既に終了している制度であることに留意

<旧税制の主な要件>

- ① 2017(平成29)年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した一定の生産性向上設備等が対象となる。
- ② 対象設備(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)の要件として
投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)の投資計画について、
経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けることが求められる。
なお、旧税制における「投資利益率」の算定式は下記計算式による。

「営業利益 + 減価償却費(※8)」の増加額(※9)

—————
設備投資額(※10)

(※8) 会計上の減価償却費

(※9) 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間の平均額

(※10) 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額